令和8年度

検　査　計　画　表

36:身延町　(下部地区)　01:下部配水系 第1常葉水系　　水源の種類：浅井戸・表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等 (硬度)	23/05/15	39	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/05/15	62	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	※3
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○			○	0	
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等 (硬度)	○	○	○	○	○	1	※1
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						12	レベル3のため、指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						12	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						4	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

36:身延町　(下部地区)　02:下部配水系　第2栃代水系　　水源の種類：表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	23/08/22	0.0074	1/10 OVER	0.06mg/L以下
トリクロロ酢酸	25/05/19	0.004	1/10 OVER	0.03mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/05/13	40	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/05/15	70	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	※3
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○			○	0	
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						1	レベル4(施設有り)だが、安全性確認のため指標菌及び原虫の検査を1回/年実施する
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						1	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						1	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

36:身延町　(下部地区)　03:下部配水系　清沢　　水源の種類：表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	23/08/22	0.0155	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	25/05/19	0.008	1/5 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	23/08/22	0.0165	1/10 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	25/05/19	0.010	1/5 OVER	0.03mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	23/05/15	42	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/05/15	79	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	※3
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○			○	0	
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						12	レベル4のため、指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						12	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						4	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

36:身延町　(下部地区)　04:久那土配水系　第1根子　　水源の種類：表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	23/08/22	0.0097	1/10 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	24/08/19	0.004	1/10 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	23/08/22	0.0114	1/10 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	23/05/15	0.004	1/10 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	23/05/15	0.032	1/10 OVER	0.2mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/05/13	41	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/05/15	79	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	0	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	※3
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	※3
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						1	レベル4(施設有り)だが、安全性確認のため指標菌及び原虫の検査を1回/年実施する
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						1	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						1	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

36:身延町　(下部地区)　05:久那土配水系　第2大磯小磯　　水源の種類：表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
アルミニウム及びその化合物	25/05/12	0.032	1/10 OVER	0.2mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/05/13	59	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/05/15	92	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	※3
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	※3
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						12	レベル4のため、指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						4	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

36:身延町　(下部地区)　06:三保配水系　　水源の種類：

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	24/05/28	0.0732	1/2 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	24/05/13	0.016	1/2 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	24/05/13	0.0703	1/2 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	24/05/13	0.028	1/2 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	25/05/12	0.130	1/2 OVER	0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	25/05/12	0.11	1/5 OVER	0.3mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	23/05/15	56	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/05/13	94	1/10 OVER	500mg/L以下
塩素酸	24/05/13	0.15	1/5 OVER	0.6mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○		○	○	○	1	
2	大腸菌	○		○	○	○	1	
3	カドミウム及びその化合物	○		○	○	○	1	
4	水銀及びその化合物	○		○	○	○	1	
5	セレン及びその化合物	○		○	○	○	1	
6	鉛及びその化合物	○		○	○	○	1	
7	ヒ素及びその化合物	○		○	○	○	1	
8	六価クロム化合物	○		○	○	○	1	
9	亜硝酸態窒素	○		○	○	○	1	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○		○	○	○	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		○	○	○	1	
12	フッ素及びその化合物	○		○	○	○	1	
13	ホウ素及びその化合物	○		○	○	○	1	
14	四塩化炭素	○		○	○	○	1	
15	1,4-ジオキサン	○		○	○	○	1	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○		○	○	○	1	
17	ジクロロメタン	○		○	○	○	1	
18	テトラクロロエチレン	○		○	○	○	1	
19	トリクロロエチレン	○		○	○	○	1	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○					1	
21	ベンゼン	○		○	○	○	1	
22	塩素酸	○		○	○	○	1	
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	1	
24	クロロホルム	○		○	○	○	1	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	1	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	1	安全性確認のため年に1回検査する
27	臭素酸	○		○	○	○	1	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	1	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	1	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	1	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	1	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	1	
33	亜鉛及びその化合物	○		○	○	○	1	
34	アルミニウム及びその化合物	○		○	○	○	1	
35	鉄及びその化合物	○		○	○	○	1	
36	銅及びその化合物	○		○	○	○	1	
37	ナトリウム及びその化合物	○		○	○	○	1	
38	マンガン及びその化合物	○		○	○	○	1	
39	塩化物イオン	○		○	○	○	1	
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○		○	○	○	1	
41	蒸発残留物	○		○	○	○	1	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○		○	○	○	1	
43	ジェオスミン	○		○	○	○	1	
44	2-メチルイソボルネオール	○		○	○	○	1	
45	非イオン界面活性剤	○		○	○	○	1	
46	フェノール類	○		○	○	○	1	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○		○	○	○	1	
48	pH値	○		○	○	○	1	
49	味	○		○	○	○	1	
50	臭気	○		○	○	○	1	
51	色度	○		○	○	○	1	
52	濁度	○		○	○	○	1	
53	電気伝導率			○	○	○	1	
54	残留塩素			○	○	○	1	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						0	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						0	受水のため、原水無し
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

36:身延町　(下部地区)　07:湯町配水系　　水源の種類：表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
アルミニウム及びその化合物	25/05/19	0.032	1/10 OVER	0.2mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/05/13	47	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	23/05/15	76	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	※3
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	1	※1
35	鉄及びその化合物	○	○			○	0	
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	※3
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						1	レベル4(施設有り)だが、安全性確認のため指標菌及び原虫の検査を1回/年実施する
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						1	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						1	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

36:身延町　(下部地区)　08:下部配水系　波高島　　水源の種類：浅井戸

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/05/13	53	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	25/05/19	90	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○			○	0	
4	水銀及びその化合物	○	○			○	0	
5	セレン及びその化合物	○	○			○	0	
6	鉛及びその化合物	○	○			○	0	※3
7	ヒ素及びその化合物	○	○			○	0	
8	六価クロム化合物	○	○			○	0	
9	亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○	○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			○	0	
12	フッ素及びその化合物	○	○			○	0	
13	ホウ素及びその化合物	○	○			○	0	
14	四塩化炭素	○	○			○	0	
15	1,4-ジオキサン	○	○			○	0	※3
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○			○	0	
17	ジクロロメタン	○	○			○	0	
18	テトラクロロエチレン	○	○			○	0	
19	トリクロロエチレン	○	○			○	0	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	※5
21	ベンゼン	○	○			○	0	※3
22	塩素酸	○		○	○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○		○	○	○	4	
24	クロロホルム	○		○	○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○		○	○	○	4	
27	臭素酸	○		○	○	○	4	
28	総トリハロメタン	○		○	○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○		○	○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○		○	○	○	4	
31	ブロモホルム	○		○	○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○		○	○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○			○	0	
34	アルミニウム及びその化合物	○	○			○	0	
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	0	※3
36	銅及びその化合物	○	○			○	0	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○			○	0	
38	マンガン及びその化合物	○	○			○	0	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○	○	○	○	1	※1
41	蒸発残留物	○	○	○	○	○	1	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○			○	0	※3
43	ジェオスミン	○	○			○	0	
44	2-メチルイソボルネオール	○	○			○	0	※4
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	0	
46	フェノール類	○	○			○	0	※3
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						4	レベル2のため、指標菌の検査を1回/3カ月実施する
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						4	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						0	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

36:身延町　(下部地区)　09:中之倉営農飲雑用水　　水源の種類：表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	25/05/12	0.0145	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	25/05/12	0.006	1/10 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	25/05/12	0.0152	1/10 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	25/05/12	0.010	1/5 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	24/11/18	0.022	1/10 OVER	0.2mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/09/24	66	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	25/05/12	98	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
4	水銀及びその化合物	○	○		○	○	4	
5	セレン及びその化合物	○	○		○	○	4	
6	鉛及びその化合物	○	○		○	○	4	※5
7	ヒ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
8	六価クロム化合物	○	○		○	○	4	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○		○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	
12	フッ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
13	ホウ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
14	四塩化炭素	○	○		○	○	4	
15	1,4-ジオキサン	○	○		○	○	4	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○		○	○	4	※5
17	ジクロロメタン	○	○		○	○	4	
18	テトラクロロエチレン	○	○		○	○	4	
19	トリクロロエチレン	○	○		○	○	4	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	
21	ベンゼン	○	○		○	○	4	
22	塩素酸	○			○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○			○	○	4	
24	クロロホルム	○			○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○			○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○			○	○	4	
27	臭素酸	○			○	○	4	
28	総トリハロメタン	○			○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○			○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○			○	○	4	
31	ブロモホルム	○			○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○			○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○		○	○	4	※5
34	アルミニウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
35	鉄及びその化合物	○	○		○	○	4	
36	銅及びその化合物	○	○		○	○	4	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
38	マンガン及びその化合物	○	○		○	○	4	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○		○	○	4	
41	蒸発残留物	○	○		○	○	4	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○		○	○	4	
43	ジェオスミン	○	○		○	○	4	※5
44	2-メチルイソボルネオール	○	○		○	○	4	
45	非イオン界面活性剤	○	○		○	○	4	
46	フェノール類	○	○		○	○	4	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						12	レベル4のため、指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						4	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

36:身延町　(下部地区)　10:釜額飲料水供給施設　　水源の種類：表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目				
検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	24/08/19	0.0199	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	24/05/13	0.005	1/10 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	24/08/19	0.0215	1/5 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	24/08/19	0.007	1/5 OVER	0.03mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/08/19	64	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/08/19	98	1/10 OVER	500mg/L以下
塩素酸	24/08/19	0.08	1/10 OVER	0.6mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
4	水銀及びその化合物	○	○		○	○	4	
5	セレン及びその化合物	○	○		○	○	4	
6	鉛及びその化合物	○	○		○	○	4	※5
7	ヒ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
8	六価クロム化合物	○	○		○	○	4	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○		○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	
12	フッ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
13	ホウ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
14	四塩化炭素	○	○		○	○	4	
15	1,4-ジオキサン	○	○		○	○	4	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○		○	○	4	※5
17	ジクロロメタン	○	○		○	○	4	
18	テトラクロロエチレン	○	○		○	○	4	
19	トリクロロエチレン	○	○		○	○	4	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	
21	ベンゼン	○	○		○	○	4	
22	塩素酸	○			○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○			○	○	4	
24	クロロホルム	○			○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○			○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○			○	○	4	
27	臭素酸	○			○	○	4	
28	総トリハロメタン	○			○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○			○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○			○	○	4	
31	ブロモホルム	○			○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○			○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○		○	○	4	※5
34	アルミニウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
35	鉄及びその化合物	○	○		○	○	4	
36	銅及びその化合物	○	○		○	○	4	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
38	マンガン及びその化合物	○	○		○	○	4	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○		○	○	4	
41	蒸発残留物	○	○		○	○	4	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○		○	○	4	
43	ジェオスミン	○	○		○	○	4	※5
44	2-メチルイソボルネオール	○	○		○	○	4	
45	非イオン界面活性剤	○	○		○	○	4	
46	フェノール類	○	○		○	○	4	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						12	レベル4のため、指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						4	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

36:身延町　(下部地区)　11:峯山飲料水供給施設　　水源の種類：表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	24/05/13	0.0132	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	24/08/19	0.005	1/10 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	24/05/13	0.0147	1/10 OVER	0.1mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	24/05/13	0.045	1/5 OVER	0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	25/05/12	0.11	1/5 OVER	0.3mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/11/18	83	1/5 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/11/18	130	1/5 OVER	500mg/L以下
塩素酸	24/05/13	1.10	1/2 OVER	0.6mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
4	水銀及びその化合物	○	○		○	○	4	
5	セレン及びその化合物	○	○		○	○	4	
6	鉛及びその化合物	○	○		○	○	4	※5
7	ヒ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
8	六価クロム化合物	○	○		○	○	4	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○		○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	
12	フッ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
13	ホウ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
14	四塩化炭素	○	○		○	○	4	
15	1,4-ジオキサン	○	○		○	○	4	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○		○	○	4	※5
17	ジクロロメタン	○	○		○	○	4	
18	テトラクロロエチレン	○	○		○	○	4	
19	トリクロロエチレン	○	○		○	○	4	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	
21	ベンゼン	○	○		○	○	4	
22	塩素酸	○			○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○			○	○	4	
24	クロロホルム	○			○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○			○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○			○	○	4	
27	臭素酸	○			○	○	4	
28	総トリハロメタン	○			○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○			○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○			○	○	4	
31	ブロモホルム	○			○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○			○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○		○	○	4	※5
34	アルミニウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
35	鉄及びその化合物	○	○		○	○	4	
36	銅及びその化合物	○	○		○	○	4	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
38	マンガン及びその化合物	○	○		○	○	4	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○		○	○	4	
41	蒸発残留物	○	○		○	○	4	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○		○	○	4	
43	ジェオスミン	○	○		○	○	4	※5
44	2-メチルイソボルネオール	○	○		○	○	4	
45	非イオン界面活性剤	○	○		○	○	4	
46	フェノール類	○	○		○	○	4	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						12	レベル4のため、指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						4	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

36:身延町　(下部地区)　12:沢飲料水供給施設　　水源の種類：表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	24/05/20	0.0164	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	24/05/20	0.009	1/5 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	24/05/20	0.0173	1/10 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	25/08/18	0.010	1/5 OVER	0.03mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	24/05/20	0.098	1/5 OVER	0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	24/05/20	0.09	1/5 OVER	0.3mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/08/19	50	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/11/18	83	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
4	水銀及びその化合物	○	○		○	○	4	
5	セレン及びその化合物	○	○		○	○	4	
6	鉛及びその化合物	○	○		○	○	4	※5
7	ヒ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
8	六価クロム化合物	○	○		○	○	4	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○		○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	
12	フッ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
13	ホウ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
14	四塩化炭素	○	○		○	○	4	
15	1,4-ジオキサン	○	○		○	○	4	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○		○	○	4	※5
17	ジクロロメタン	○	○		○	○	4	
18	テトラクロロエチレン	○	○		○	○	4	
19	トリクロロエチレン	○	○		○	○	4	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	
21	ベンゼン	○	○		○	○	4	
22	塩素酸	○			○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○			○	○	4	
24	クロロホルム	○			○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○			○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○			○	○	4	
27	臭素酸	○			○	○	4	
28	総トリハロメタン	○			○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○			○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○			○	○	4	
31	ブロモホルム	○			○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○			○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○		○	○	4	※5
34	アルミニウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
35	鉄及びその化合物	○	○		○	○	4	
36	銅及びその化合物	○	○		○	○	4	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
38	マンガン及びその化合物	○	○		○	○	4	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○		○	○	4	
41	蒸発残留物	○	○		○	○	4	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○		○	○	4	
43	ジェオスミン	○	○		○	○	4	※5
44	2-メチルイソボルネオール	○	○		○	○	4	
45	非イオン界面活性剤	○	○		○	○	4	
46	フェノール類	○	○		○	○	4	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						12	
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						12	レベル4のため、指標菌の検査を1回/月、原虫の検査を1回/3カ月実施する
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						4	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する

令和8年度

検　査　計　画　表

36:身延町　(下部地区)　15:中屋敷営農飲雑用水　　水源の種類：表流水

過去の検査結果からの要確認検査項目

検　査　項　目　名	検査日	結果	状態	水質基準
クロロホルム	24/08/19	0.0211	1/5 OVER	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	25/05/19	0.009	1/5 OVER	0.03mg/L以下
総トリハロメタン	24/08/19	0.0229	1/5 OVER	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	25/05/19	0.005	1/10 OVER	0.03mg/L以下
ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	24/08/19	54	1/10 OVER	300mg/L以下
蒸発残留物	24/11/18	87	1/10 OVER	500mg/L以下

No.	検　査　項　目　名	浄水全項目	原水全項目(年に1回)	2023	2024	2025	今年度検査回数	計　画　設　定　理　由
1	一般細菌	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
2	大腸菌	○	○	○	○	○	12	
3	カドミウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
4	水銀及びその化合物	○	○		○	○	4	
5	セレン及びその化合物	○	○		○	○	4	
6	鉛及びその化合物	○	○		○	○	4	※5
7	ヒ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
8	六価クロム化合物	○	○		○	○	4	
9	亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	○	○		○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○		○	○	4	
12	フッ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
13	ホウ素及びその化合物	○	○		○	○	4	
14	四塩化炭素	○	○		○	○	4	
15	1,4-ジオキサン	○	○		○	○	4	
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	○		○	○	4	※5
17	ジクロロメタン	○	○		○	○	4	
18	テトラクロロエチレン	○	○		○	○	4	
19	トリクロロエチレン	○	○		○	○	4	
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	○	○				4	
21	ベンゼン	○	○		○	○	4	
22	塩素酸	○			○	○	4	消毒副生成物であり省略できない　施行規則による検査の基本回数で行う　検査回数は1年に4回
23	クロロ酢酸	○			○	○	4	
24	クロロホルム	○			○	○	4	
25	ジクロロ酢酸	○			○	○	4	
26	ジブロモクロロメタン	○			○	○	4	
27	臭素酸	○			○	○	4	
28	総トリハロメタン	○			○	○	4	
29	トリクロロ酢酸	○			○	○	4	
30	ブロモジクロロメタン	○			○	○	4	
31	ブロモホルム	○			○	○	4	
32	ホルムアルデヒド	○			○	○	4	
33	亜鉛及びその化合物	○	○		○	○	4	※5
34	アルミニウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
35	鉄及びその化合物	○	○		○	○	4	
36	銅及びその化合物	○	○		○	○	4	
37	ナトリウム及びその化合物	○	○		○	○	4	
38	マンガン及びその化合物	○	○		○	○	4	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
40	ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	○	○		○	○	4	
41	蒸発残留物	○	○		○	○	4	
42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	○		○	○	4	
43	ジェオスミン	○	○		○	○	4	※5
44	2-メチルイソボルネオール	○	○		○	○	4	
45	非イオン界面活性剤	○	○		○	○	4	
46	フェノール類	○	○		○	○	4	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	12	水道水の安全性又は性状確認のため、施行規則による検査の基本回数で行う　月1回
48	pH値	○	○	○	○	○	12	
49	味	○		○	○	○	12	
50	臭気	○	○	○	○	○	12	
51	色度	○	○	○	○	○	12	
52	濁度	○	○	○	○	○	12	
53	電気伝導率			○	○	○	12	
54	残留塩素			○	○	○	12	
55	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 大腸菌						1	レベル4(施設有り)だが、安全性確認のため指標菌及び原虫の検査を1回/年実施する
56	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌 嫌気性菌						1	
57	ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ等						1	
58	水質管理目標設定項目						0	
59	浄水処理等関連項目						0	
60	原水放射能検査						0	
61	ゴルフ場使用農薬類						0	

※1	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えているので検査回数は1年に1回
※2	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1を超えているので検査回数は1年に4回
※3	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1を超えていないので検査回数は3年に1回　昨年行っているので本年は検査しない
※4	過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため省略
※5	水道法の検査必要回数に従い年に4回検査する